

崇禎一二年の制勅房生成勅書における文武官任用について

On the Appointment of Civil Servants and Military Officers of the Document
Preparation Department in Chong Zhen (崇禎) 12

荷 見 守 義

要 旨

古今東西、権力の要諦は人事と財政にある。明朝においても、六部の筆頭は吏部であり、次は戸部であった。それでは人事はどのようなメカニズムで決定されていたかと言えば、それはブラックボックスとしか言いようはない。その人事に少しでも解明の光を当てようと、明代の辞令について検討した取り組みが本稿である。ところで、明清代には誥命と呼ばれる文書がある。誥命は明清時代において、皇帝が臣下やその配偶者・父祖に爵位を賜与する際に発する文書であり、誥命は五品以上の、勅命は六品以下の爵位を与える際に用いられるものであった。それでは文武の官僚に実職を与える際に使用された辞令は何であったのかと言え、勅書である。しかし、辞令としての勅書については、管見の限り、従来、検討されてはいない。明朝檔案史料の中にはこの勅書を作成する制勅房において、崇禎一二年（一六三九）に振り出された勅書の記録が残されている。これを手掛かりに、文武官僚の辞令を提起したのはこの部署であったか、特に監察系の官僚をなぜ兵部が提起しているのかについて検討した。

はじめに

崇禎一二年（一六三九）は明朝倒壊まで、あと五年と迫った時期である。崇禎帝は依然として内憂外患に悩まされていた。内憂は陝西や四川など西北の内陸部を活動域とする李自成や張献忠らの執拗な活動である¹⁾。外患は山海関に迫った清軍である。一六一六年にヌルハチによって建国された後金国は、一六一九年のサルフの戦で明朝・朝鮮連合軍を大破すると、一六三六年、ホンタイジ（崇徳帝）の時に国号を大清と改めていた。清軍は度々、長城線を越えて北直隸に侵入して明朝に揺さぶりをかけ、崇禎二年（一六二九）の己巳の変の結果として、同三年（一六三〇）には兵部尚書で督師薊遼の袁崇煥を崇禎帝は清と内通していると疑って処刑し、辺境防衛で大きな働きをしていた有能な人材を自ら失うはめとなっていた。これらの混乱の遠因はマウンダー極小期と呼称される未曾有の寒冷化であった。これによる不作や飢餓と内憂外患の関係性については未解明のテーマであるが、崇禎帝を人間不信と朝令暮改の皇帝にした原因の一つは気候の不順にあったのではないかと思われるのである。それはともかく、崇禎帝は崇禎四年（一六三二）には宦官に国軍を監視させることとし、辺境に派遣した者を監視、流賊鎮圧のために派遣した者を監軍と称した²⁾。また、内閣大学士である孫承宗（一五六三～一六三八）を己巳の変後、薊遼督師に再任して山海関に出鎮させる奇手を繰り出した³⁾。宦官の監視・監軍への任用は、崇禎帝が即位するに当たり、天啓年間に東林党を

弾圧して政権を握った魏忠賢（一五六八～一六二七）を排除して政治決定への宦官の影響力を抑制した過去と著しく齟齬を来す政策転換であったし、孫承宗を前線の指揮に送ったことは、政権の中枢部において政策立案の中心にあるはずの内閣の位置付けとは著しく反するものであった。崇禎帝の宦官と内閣大学士の前線への起用に共通する点は、彼らを通じて皇帝の意思を前線まで貫徹させることにあったと思われる。これは、崇禎帝が文武官僚の更迭・処分を頻繁に行っていたことと表裏の関係にあったのかもしれない。

それでは崇禎年間における文武官僚はどのように任命されていたのだろうか。人事の実態を探ることはとても難しいことで、なぜその人物が選ばれたかについて判明することは滅多にない。ただ、官僚が任命される時に発付される辞令を見れば、着任にあたりどのような任務が求められていたかが分かるであろう。

前稿⁽⁴⁾においては、明朝が文武官僚を任命する際に本人に発付する辞令である「勅書」とは何かということについて、崇禎一二年（一六三九）に、勅書作成に関わる制勅房において作成された勅書控えである「勅稿底簿」⁽⁵⁾の分析を進めた。この中で、当該の勅書には文官と武官の両方を含むが、地方官僚しか出てこないこと、対象となる官品は五品以上もあれば、五品以下もあることが分かった。これを踏まえ、本稿では、①崇禎一二年における文武官僚の任命について、記録が分かる範囲で人事データを集め、「勅稿底簿」が収録する人事データの範囲について確認する。②前稿で検討した呉三桂の総兵官叙任については、『明代職官年表』⁽⁶⁾と齟齬があり、この点の整合性について検討する。③呉三桂以外の文武官僚について、人事提案の主体について検討する。以上の三点について、順を追って紙幅の範囲で検討を進めることとする。

一、崇禎一二年における文武官僚の任命について

崇禎一二年の人事データを集めた「勅稿底簿」であるが、合計四〇本の档案が含まれる。その最も早い日付は正月二十九日、最後は二月二十九日である。但し、五月二十五日と九月四日の間には空白があり、空白以外の月には全て档案があることから、この空白期間は元来あったはずの档案が脱落しているだろうということについては前稿においてすでに指摘したところである。ただ、それでも収録されている人事記録は少なすぎる。崇禎一二年はそれほどに人事が少なかったであろうか。このことを確かめるために、この年の文武官僚の任命記録について、降格や解任・辞任を除いて、管見の限り、左に書き出してみた。方法は、『国権』巻九七、崇禎一二年（国）と略す）、『崇禎実録』巻一二、崇禎一二年（実）と略す）、『明史』巻二四、莊烈帝本紀二（明）と略す）における任命記録を調べ、「勅稿底簿」と比較することである。なお、『明代職官年表』（職）と略す）も参照した。

例えば、この年、内閣大学士としては劉宇亮・薛国観・程国祥・楊嗣昌・蔡国用・范復粹・姚明恭・張四知・魏照乘の九名がいたが、前年から任官していた者は劉宇亮・薛国観・程国祥・楊嗣昌・蔡国用・范復粹の六名であり、劉宇亮は同年二月壬辰（四日）に罪を得て同月丙申（八日）に削籍となり、程国祥は四月戊申（二二日）に致仕した。新たに任命された者は姚明恭・張四知・魏照乘の三名であり、いずれとも五月甲子（八日）の叙任であった。つまり、最終的には七名となるのであるが、薛国観は六月己丑（三日）に太子太保を加官されて戸部尚書・文淵閣大学士に進み、一〇月戊戌（二五日）に少保・吏部尚書・武英殿大学士に進んだ。彼は内閣大学士に就任した崇禎一二年

(二六三八) 六月乙卯(二十九日)には東閣大学士を与えられているので、東閣・文淵閣・武英殿と三殿閣を兼ねることになった。彼以外に三殿閣を兼ねるのは范復粹であり、蔡国用・姚明恭と張四知が東閣と文淵閣、楊嗣昌と魏照乘は東閣のみであった。楊嗣昌は三月丁丑(二〇日)に一旦は失職しながら、六月己丑(三日)に復官している。これらの大学士は加官されることに辞令が渡されたはずであり、それが人事記録として史書に書き留められたと考えられるのである。

以下では、役職ごとにその記録を整理する。

① 内閣大学士

五月甲子(八日) 姚明恭 礼部左侍郎→礼部尚書兼東閣大学士直文淵閣(国・実・明)

五月甲子(八日) 張四知 礼部左侍郎→礼部尚書兼東閣大学士直文淵閣(国・実・明)

五月甲子(八日) 魏照乘 協理戎政兵部左侍郎→礼部尚書兼東閣大学士直文淵閣(国・実・明)

六月己丑(三日) 薛国観・蔡国用・范復粹→太子太保・戸部尚書兼文淵閣大学士(国・実 薛国観は実録になし)

一月戊戌(二五日) 薛国観・范復粹→少保・吏部尚書武英殿大学士(国)

一月戊戌(二五日) 姚明恭・張四知→太子少保・戸部尚書・文淵閣大学士(国)

② 六部

正月丁卯(九日) 林棟隆→刑部右侍郎(国)

正月壬申(二四日) 甄淑 南京工部右侍郎→刑部尚書(国・実・職)

正月丁亥（二九日） 莊欽隣 南京都察院右僉都御史↓吏部尚書（国・実・職）
 正月丁亥（二九日） 姚明恭・張四知↓礼部左・右侍郎兼翰林院侍読学士（国）
 四月戊子朔（二日） 仇維楨 鎮守通州兵部右侍郎↓兵部に戻る（国）
 五月己未（三日） 劉広生↓戸部右侍郎督理京省錢法（国）
 五月庚申（四日） 傅宗龍 宣大総督・巡撫四川↓兵部尚書 楊嗣昌の推薦による（国・実・職）
 五月甲子（八日） 范復粹↓礼部尚書（国）
 五月辛巳（二五日） 熊文燦 総理直隸河南四川山西陝西軍務督剿流寇↓兵部尚書（職）
 六月己丑（三日） 楊嗣昌↓兵部尚書に復官（国・実）
 七月辛酉（六日） 李日宣 督治昌平軍務↓兵部左侍郎協理京营戎政（国・職）
 八月庚寅（五日） 謝陞 前太子少保吏部尚書↓太子太保吏部尚書（国・実）
 八月丁亥朔（二日） 王道直 兵部右侍郎↓兵部左侍郎（国）
 九月己巳（二五日） 張福臻↓兵部左侍郎（国）
 十一月乙未（二二日） 林棟隆↓刑部左侍郎（国）
 十一月乙未（二二日） 倪思輝↓刑部右侍郎（国）
 十一月己卯（二七日） 林棟隆↓吏部左侍郎（国）
 十一月辛巳（二九日） 劉広生↓戸部左侍郎（国）
 十一月辛巳（二九日） 常自裕↓戸部右侍郎・督理京省錢法（国）

- ③ 南京六部
- 一 二月辛丑（二九日） 倪思輝↓刑部左侍郎（国）
 - 一 二月辛丑（二九日） 王心一↓刑部右侍郎（国）

- ④ 六部主事
- 四月癸巳（六日） 仇維楨 兵部右侍郎（？）↓南京戸部尚書（国）
 - 四月癸巳（六日） 李邦華↓南京兵部尚書（国）
 - 五月庚午（二四日） 涂国鼎 吏部尚書↓南京刑部尚書（国）
 - 五月庚午（二四日） 汪慶伯↓南京工部尚書（国）
 - 七月庚午（二五日） 汪慶伯↓南京工部尚書（国）
 - 八月壬子（二七日） 朱繼祚↓南京礼部尚書（国）
 - 一〇月戊子（五日） 涂国鼎↓南京吏部尚書（国）
 - 一〇月戊子（二五日） 解学龍↓南京兵部右侍郎（国）

- ⑤ 翰林院
- 六月癸卯（二七日） 吳昌時↓吏部主事（国）
 - 一 二月庚戌（二八日） 李紹賢↓翰林院左庶子（国）
 - 一 二月庚戌（二八日） 張維機・朱兆柏・丘瑜↓翰林院右庶子（国）
 - 一 二月庚戌（二八日） 南居仁↓翰林院左諭德（国）
 - 一 二月庚戌（二八日） 錢受益↓翰林院右諭德（国）

⑥ 中書舍人

七月丁卯（二日） 宗室朱謀超↓中書舍人（国）

⑦ 通政司

二月甲辰（二五日） 徐石麒↓通政司左通政（国）

二月甲辰（二五日） 戈元礼↓通政司右通政（国）

五月己未（三日） 蕭譽↓通政司右通政（国）

七月辛酉（六日） 劉余祐↓通政司通政使（国）

八月庚寅（五日） 蕭譽・劉尚信↓通政司左通政（国）

一二月辛亥（二九日） 李夢宸↓通政司通政使（国）

⑧ 尚宝司

二月庚戌（二日） 馬思理↓尚宝司少卿（国）

五月壬申（二六日） 顧光祖↓尚宝司卿（国）

九月丙子（二二日） 馬思理↓尚宝司卿（国）

⑨ 詹事府（北京・南京）

三月己卯（二日） 黃錦 礼部侍郎↓詹事府詹事（国・職）

三月己卯（二日） 屈可伸↓詹事府少詹事（国）

七月辛酉（六日） 南居仁・周鳳翔↓詹事府左中允（国）

九月戊午（八日） 蔣德璟↓詹事府少詹事・清理貼黃（国）

一二月庚戌（二八日） 華琪芳↓南京詹事府少詹事（国）

⑩ 大理寺（北京・南京）

六月丁亥朔（二日） 張三謨↓大理左寺丞（国）

六月丁亥朔（二日） 戴澳↓大理右寺丞（国）

八月丙午（二二日） 楊希旦↓大理寺右寺丞（国）

九月己巳（二五日） 葉有聲↓大理寺卿（国）

一〇月丁亥（四日） 姚応嘉↓南京大理寺卿（国）

⑪ 太常寺

六月癸卯（二七日） 宋玫↓太常寺少卿（国）

九月庚辰（二六日） 張学周↓太常寺卿（国）

一二月丙午（二四日） 錢士貴↓太常寺卿（国）

⑫ 太僕寺（北京・南京）

正月己卯（二二日） 葉紹顒↓太僕寺卿（国）

四月癸卯（二六日） 曠鳴鸞↓太僕寺少卿（国）

五月癸未（二七日） 劉宗祥↓太僕寺少卿（国）

八月乙巳（二〇日） 宋之普↓太僕寺少卿轄西路（国）

一〇月丁亥(四日) 馮元颯↓南京太僕寺卿(国)

十一月甲戌(二三日) 黄希憲↓太僕寺少卿轄東路(国)

⑬ 光祿寺

五月癸未(二七日) 李世謨↓光祿寺丞(国)

一〇月丁亥(四日) 趙光岳↓光祿寺少卿(国)

⑭ 国子監(北京・南京)

正月丁亥(二九日) 文安之↓南京国子祭酒(国)

五月辛巳(二五日) 李建泰↓国子祭酒(国)

一月己卯(二七日) 楊汝成↓南京国子祭酒(国)

⑮ 六科

正月丙子(二八日) 張縉彦 翰林院檢討↓兵科都給事中(国)

五月己卯(二三日) 戴明説↓吏科給事中(国)

五月己卯(二三日) 戴英曾↓戸科給事中(国)

五月己卯(二三日) 応遴↓兵科給事中(国)

五月己卯(二三日) 屈動↓南京吏科給事中(国)

六月癸卯(二七日) 左懋第・袁愷↓戸科給事中(国)

六月癸卯(二七日) 陰潤↓礼科給事中(国)

六月癸卯（二七日） 范士髦↓工科給事中（国）

六月癸卯（二七日） 藺剛中↓給事中（国）

この年 王家彦↓戸科都給事中（職）

⑩ 都察院（北京・南京）

正月己巳（二一日） 李先（ママ、光 春 河南布政使↓都察院左僉都御史（国・職）

二月甲寅（二五日） 董羽宸 吏部署部事左侍郎↓署都察院事（国）

五月庚申（四日） 陳乾陽↓都察院左僉都御史（国）

七月癸未（二八日） 傅永淳 兵部左侍郎↓都察院左都御史（国・職）

一〇月戊戌（二五日） 張延登↓南京都察院右都御史（国）

⑪ 五軍都督府

四月丁未（二〇日） 張光祖↓後軍都督府僉書（国）

⑫ 十三道監察御史

五月己卯（二三日） 韓文銓・盧世淮・姚応獅↓雲南・貴州道御史（国）

六月癸卯（二七日） 詹時雨・李近右↓山東道試監察御史（国）

六月癸卯（二七日） 汪承詔↓広東道試監察御史（国）

六月癸卯（二七日） 張緒論↓湖広道試監察御史（国）

六月癸卯（二七日） 楊四重↓試監察御史（国）

⑱ 提督

八月壬子（二七日） 羅元賓↓都察院右僉都御史・提督操江（国）

⑳ 総督

正月丁丑（二九日） 洪承疇 巡撫陝西三辺軍務↓兵部尚書兼都察院右副都御史総督薊遼軍務（国・実・職）

正月丁丑（二九日） 孫伝庭↓兵部右侍郎兼都察院右僉都御史総督漕運山東河北軍務（実は総督保定・山東・河北とある）（国・実）

正月丁亥（二九日） 鄭崇儉 巡撫寧夏都察院右僉都御史↓兵部右侍郎兼都察院右僉都御史総督陝西三辺軍務（国・職）

五月辛巳（二五日） 楊文岳 巡撫登萊都察院右副都御史↓総督保定山東河北軍務兼理糧餉（兵部右侍郎兼都察院右

僉都御史）（国・職）

一二月辛丑（二九日） 畢懋康↓南京戸部右侍郎兼都察院右僉都御史総督糧儲（国）

㉑ 巡撫

正月壬申（二四日） 蕭奕輔↓都察院右僉都御史・巡撫福建（国）

正月丁亥（二九日） 李仙風 昌平道僉事↓都察院右僉都御史・巡撫河南（国）

二月戊戌（二〇日） 劉景曜↓都察院右僉都御史・巡撫山東（国）

二月戊戌（二〇日） 樊一蘅↓都察院右僉都御史・巡撫寧夏（国）

四月癸巳（六日） 沈猶龍 巡撫福建↓都察院右副都御史・巡撫福建（国）

四月甲午（七日） 鄭二陽↓都察院右僉都御史・巡撫安慶（国）

- 四月甲午（七日） 王鰲永↓都察院右僉都御史・撫治鄖陽（国）
四月甲辰（二七日） 張天麟 雲南布政使↓都察院右副都御史・巡撫雲南（国・職）
五月庚午（二四日） 邵捷春↓都察院右僉都御史・巡撫四川（国）
五月己卯（二三日） 李繼貞 順天府丞↓兵部右侍郎兼都察院右僉都御史兼督薊遼軍餉（職）
五月庚辰（二四日） 李維（ママ、継）貞↓兵部右侍郎兼都察院右僉都御史・巡撫天津（国）
五月庚辰（二四日） 劉夢桂↓都察院右僉都御史・巡撫大同（国）
五月癸未（二七日） 徐人龍↓都察院右僉都御史・巡撫登萊（国）
五月癸未（二七日） 王繼謨↓都察院右僉都御史・巡撫密雲（国）
八月癸卯（二八日） 方一藻↓兵部尚書兼都察院右僉都御史・巡撫遼東（国）
一月甲寅朔（一日） 劉宗祥↓都察院右僉都御史・巡撫江西（国）
一月丁巳（四日） 王国賓↓都察院右僉都御史・巡撫山東（国）
一二月辛亥（二九日） 吳兆元 雲南布政使↓都察院右副都御史・巡撫雲南兼督川貴兵餉（国・職）
- ② 総兵官
- 正月戊子（二〇日） 楊禦蕃↓原官・総兵鎮守山東（鎮守登萊）（国・職）
四月辛卯（四日） 楊徳政 左都督↓総兵官鎮守保定（国）
五月庚申（四日） 李昌齡↓征西將軍・都督同知・総兵鎮守延綏（国）
五月甲戌（二八日） 金国胤↓署都督僉事・総兵団練遼東寧遠兵（国）

- 五月甲戌（二八日） 王世仁↓都督僉事・總兵鎮守居庸昌平（国）
- 五月戊寅（二二日） 李献明↓總兵鎮守山西（国）
- 六月乙未（九日） 金国鳳↓署都督同知（国）
- 六月甲午（八日） 王忠・總兵官鎮守山西↓鎮朔將軍・都督同知・總兵官鎮守宣府（国・職）
- 六月甲午（八日） 馬科・總兵官鎮守寧夏↓都督同知・總兵官鎮守山海關（国・職）
- 六月甲午（八日） 馬爌↓都督僉事・總兵官鎮守天津（国）
- 六月癸卯（二七日） 劉良佐↓副總兵分鎮徐州（国）
- 六月癸卯（二七日） 官撫民↓征西將軍・署都督僉事・總兵官鎮守寧夏（国）
- 六月癸卯（二七日） 王秉忠↓都督・總兵官鎮守通州（国）
- 七月癸亥（二七日） 李国奇↓都督僉事・總兵官鎮守陝西（国）
- 七月乙酉（三〇日） 張天札・都督同知↓總兵官鎮守山西（国）
- 七月乙酉（三〇日） 梁甫・都督同知↓總兵官鎮守臨洮（国）
- 九月辛未（二七日） 劉鎮藩・都督↓總兵官鎮守浙江（国）
- 一〇月甲辰（二二日） 王紹禹↓署都督僉事・總兵官鎮守河南（国）
- 一〇月甲午（二二日） 左良玉↓平賊將軍（明）
- 一一月甲寅朔（二日） 吳三桂・都督↓遼東總兵官團練寧遠兵馬（国）

②3 順天府尹

四月戊子朔（二日） 郭建初↓順天府尹（国）

五月庚申（四日） 李繼貞↓順天府丞（国）

七月丙寅（二日） 戴澳↓順天府丞（国）

七月乙亥（二〇日） 楊方盛↓順天府丞（国）

②4 知州

七月丁卯（二日） 謀矣・由楸↓知州（国）

②5 知県

七月丁卯（二日） 統通・判敏・灞謀堡・華均・常淺鼎・涇統・常渾↓知県（国）

②6 宦官

二月壬子（二三日） 王允中 司礼監太監↓提督九門（国）

二月壬子（二三日） 申之秀 守備承天↓提督九門（国）

五月丁丑（二日） 申之秀 太監↓天寿山守備（国）

六月癸卯（二七日） 趙本政 御馬監太監↓総監真定・保定・涿州・昌平（国）

七月辛酉（六日） 王裕民 司礼監太監↓総督京宮（国）

七月戊午（三日） 張榮 司礼監太監↓提督九門（国・実）

七月戊午（三日） 王裕民 司礼監太監↓総督京宮（実）

九月甲戌（二〇日） 杜秩亨 内官監太監↓提督九門（国）

以上のうちで、宦官の人事は⑯のみで、①から⑳は文武官僚の人事であり、武官は㉑の総兵官のみである。また、①から⑰までは中央官庁（南京を含む）の人事であり、⑱からは地方官、または地方派遣の官僚となる。これらの中で、「勅稿底簿」に含まれる人事記録は僅かに四月甲午（七日）の鄭二陽と一月甲寅朔（二日）の呉三桂のみであり、あとは劉余祐である。明らかに「勅稿底簿」所収の人事記録は、人事全体の極めて僅かなものだけであることは明確で、当時作成されたであろう帳簿の一部であることは明らかであろう。その所収範囲であるが、地方官または地方派遣の人事が殆どであるとしても、藩王や宦官組織のトップクラスも含まれるので、地方に関わる人事のみであるとも言いがたい。

二、呉三桂の総兵官叙任について

「勅稿底簿」に所収の勅書は辞令であるので、当該人物が当該の役職なり任務に従事する日付は辞令の日付ということになる。それでは実際に勅書の日付と史書の記録とは一致するものなのであろうか。それを前稿で検討した呉三桂が団練遼東総兵官に就任する際に交付された檔案33「皇帝為呉三桂特命充遼東寧遠団練總兵事勅稿」（『中国明朝档案総匯』第八四冊所載「勅稿底簿」所収、檔案番号は前稿において提示したものに拠る）について、確認してみたい。

この檔案33の日時は崇禎一二年一月一四日であり、前稿ではこの日、兵部から内閣に対して呉三桂に勅書を与

えるよう要請があり、内閣の意を受けて皇帝は即日、勅書を発付したと解釈した。しかし、本稿の最後に検討するように、この日付はあくまでも兵部が内閣に要請を行った日付であっても、皇帝が勅書を発付した日付と解釈するには無理があり、この解釈を訂正したい。つまり、一月一日の兵部から内閣になされた要請を受けて、内閣から制勅房、制勅房から兵部、兵部から内閣・制勅房、そして皇帝からの裁可という手順が踏まれたとするならば、勅書発付の日付は一月一日の可能性を全くは否定しないが、やりとりのペースから考えれば一月末でも不思議はないくらいである。

さて、呉三桂がこの時、団練遼東総兵官に任命された前提は、前任者である金国鳳が戦没したためであった。ところで、明朝のどの官職に誰がいつ就任・離任したかについては、張徳信『明代職官年表』が詳細なデータを整理しており、まずは頼るべきものであるが、その第三冊の「鎮守総兵官年表」を見ると、崇禎一二年の遼東の項には、

金国鳳

五、甲戌、十八、練遼東寧遠兵、

六、乙未、九、遷署都督同知。

とあり、この典拠は『国権』崇禎一二年五月甲戌（一八日）の条に、

金国鳳を署都督僉事・総兵と為し、遼東の寧遠に団練せしむ。

とあり、同じく六月乙未（九日）の条に、

松山を守るの功を叙し、金国鳳を署都督同知に進めしむ。錦衣衛千戸に廕し、余の陞秩は差有り。

とあることに拠る。遼東・松山の戦における功績によつて署都督僉事から署都督同知に昇進した金国鳳は、『明代職官年表』の同一三年と一四年の遼東の項にも「金国鳳」と名前だけを載せる。それでは金国鳳はその後、戦没することなく総兵官の地位にいたのだろうか。この間の事情について、『明史』卷二七二、金国鳳伝に拠ると、金国鳳は宣府の出身であり、崇禎中に副総兵官として松山を守備していた。崇禎一二年二月には清の大軍による攻城戦をよく凌ぎ、遂に攻略を許さなかつたので、四〇日で包囲が解けた。崇禎帝はこのことを大いに喜び、金国鳳を署都督僉事に拔擢し寧遠団練総兵官とした。その後、再度の論功行賞で署都督同知となり錦衣衛千戸の恩廕を与えられた。この年の一〇月、清軍は重ねて寧遠を攻撃すると、金国鳳は怖気づく將兵に憤つて、自ら親丁数十人を率いて出撃し、北山岡で戦つたが、やがて矢が尽きて二子とともに討ち死にした。崇禎帝はその死の報に接すると痛悼した、とある。つまり、金国鳳は崇禎一二年一〇月に戦没したとして差し支えなく、『明代職官年表』の同一三年と一四年の遼東の項に金国鳳を総兵官として掲載することは不適當である。

ただ、同一三年の遼東の項には金国鳳と並んで、

劉肇基 正、甲寅、二、署都督僉事総兵官分練遼東寧遠（ママ、遠）兵馬。

とあり、これは『国権』庚辰崇禎一三年正月甲寅（二日）の条に、

劉肇基を署都督僉事・総兵官と為し、遼東・寧遠の兵馬を分練せしむ。

とあることに拠る。このことについて、総督薊遼の洪承疇は同条において、

総督薊遼の洪承疇言へらく、寧遠城は鎮・監・撫・道等の官有り。營伍紛雜し、事權掣肘す。因りて命じて軍務は総兵官の節制を聴くべし。凡そ監・撫・按・鎮は城を同にす。並びに之の如し。

とあり、当時の寧遠城は船頭多くして船山に上るが如き状態であったことが分かる。同じく、三月丁亥（六日）の条では、

建虜、義州に至り、錦州を犯さんと謀り、総督の洪承疇は遼東巡撫の方一藻と前に前鋒の祖大寿・団練の呉三桂・分練の劉肇基を以て、先に錦州・松山に屯して之を待たしむ。山海関総兵官の馬科を調して万人を以て往かしむ。

とあり、同じ総兵官であっても、呉三桂が団練総兵官であるのに対して、劉肇基は分練総兵官と一歩低い位置にあ

ることが分かる。同じく五月戊戌（二八日）の条には、

総兵の呉三桂・劉肇基は杏山を出で、前鋒祖大寿は副総兵の祖沢遠を以て建虜と松杏の間で値わしむも、三桂は囲みを受け、肇基は之を救出せんとして千人を失亡するも、殺傷する所も亦た相当なり。副総兵程繼儒は陣に臨むも、而れども怯む。洪承疇は之を斬り、士は俱に命を用う。

とあり、杏山の戦いでは劉肇基を救助している。同じく七月是月の条には、

総兵の曹變蛟・左光先・馬科・劉肇基・呉三桂、合して建虜を黄土臺に撃ちて之を敗る。凡そ三戦して松山・杏山は皆捷ち、建虜は仍りて義州を守る。

とあり、同じく九月丙戌（八日）の条には、

官軍は建虜を杏山に撃ち、呉三桂は之に勝つも、劉肇基は稍や卻く。

とあり、同じく一二月是月の条には、

宣府総兵の楊国柱・大同総兵の王樸・密雲総兵の唐通及び曹變蛟・白広恩・山海関総兵の馬科・遼東総兵の呉三桂・王廷臣を徵し、兵を合して十万・馬四万・騾一万を合して、刻期出関す。初め建虜義州に退きて出でず。総督は議して馬科・左光先・曹變蛟の兵を以て入関して鋭を養わしむ。呉三桂・劉肇基は松山・杏山を往来して陽りて進兵を示す。時に承疇は寧遠に駐し、劉肇基は調度に短きを以て応に任を革し、王廷臣もて之に代え。左光先は遣帰しめて、白広恩もて之に代ゆるべし。

とあり、洪承疇は崇禎一三年（一六四〇）いっばいで劉肇基を遼東総兵官から更迭し、王廷臣に交替させていることが分かる。寧ろ、『明代職官年表』の遼東の項には崇禎一四年から王廷臣を入れるべきかもしれない。また、同一四年の遼東の項には金国鳳・劉肇基と並んで、

白広恩 八、癸亥、廿、大清兵至、敗遁。

とある。『国権』崇禎一四年二月是月の条には、

総督薊遼尚書の洪承疇は薊鎮永平の漢夷雜沓するを恐れ、総兵白広恩に令して薊鎮に屯せしめ、曹變蛟は豊潤に屯せしむ。各鎮の兵は出関するを俟ちて而して後れて行く。大同総兵の王樸は永平南関に至るや、夷丁の叛する者千人あり、永平兵もて之を灤州に追つて八級を斬り、曹變蛟は之を鴉峰橋に追つて四十九級を斬り、白

広恩は之を三河の東に追つて五十五級を斬り、余は招撫に就く。

とあり、同じく三月丙申（二二日）の条には、

総督の洪承疇・総兵の曹變蛟・白広恩及び呉三桂・王廷臣等は寧遠に至る。承疇は松山に至り、我が兵將に寡にして禦ぐに足らざるを視て、乃ち、宣府・大同総兵の王樸・楊国柱、薊鎮総兵の唐通、榆林総兵の馬科を調し、練兵共に七万を抽す。建虜遂いに義州自り大挙して入犯す。

とあり、同じく六月乙卯（二一日）の条では、松山の戦で白広恩・馬科・呉三桂がともに戦っているが、崇禎一六年九月辛丑（一〇日）の条では、

宝豊を攻め、賊救いに至らば、総兵の白広恩・中軍の高傑至り、分かちて之を撃つ。

とあり、白広恩を遼東総兵官としてよいのかには甚だ疑問が残る。また、その後任には馬科が同一五年の遼東の項に、

馬科 是年、山東総兵改。

とあり、同一七年の遼東の項に、

馬科 正、乙未、六、南征、改応皖総兵官。

とある。なお、同年の応皖の項には、

馬科 正、乙未、六、遼東総兵改。三、癸巳、五、進署銜一級。

とある。馬科が転任した後、呉三桂は三月から、

呉三桂 三、癸巳、五、封平西伯入衛、三、乙卯、廿七、封平西侯、四、辛酉、四、屯兵山海関。五、甲午、七、降清。封平西王。五、乙卯、廿八、封薊国公。

とある。しかし、以上、見てきたように、遼東総兵官についてこのような整理の仕方はおかしいのであって、呉三桂は崇禎一二年一月一四日から遠くない時期に遼東総兵官に任命されて以降、明末まで一貫して遼東総兵官の地位にあったのであり、『明代職官年表』では崇禎一二年から一七年まで遼東総兵官として表記すべきである。ただ、総兵官は呉三桂一人だったのではなく、総督の洪承疇は劉肇基などを分練として呉三桂の補佐に付けていたという

ことであろう。

さて、『国権』崇禎一二年一月甲寅朔（一日）の条では、

都督□□呉三桂を遼東総兵官と為し、寧遠の兵馬を団練せしむ。

とある。皇帝が呉三桂に与えた遼東総兵官の辞令は右の通り崇禎一二年一月一日から遠くない時期であった。前稿における検討を振り返ると、同年一〇月一九日、兵部は遼東総兵官の候補者を呉三桂と于永綬とに絞った。その上で、皇帝の裁可が有り次第、勅一道と旗牌・関防印を準備することとし、候補者二名の詳細な功績調書を添付した。これを受け、兵部は同月二九日に兵部侍郎の傅永淳らが会題し、三〇日に聖旨を奉じて呉三桂を総兵官に就任させると決め、同年一月三日、兵部郎中の孫嘉績はこのことを遼東巡撫・薊遼総督・関寧総監に兵部から通告するとともに、兵部主事の王理は掲帖を内府・翰林院に賣赴して勅書を撰することを求め、呉三桂本人にも通知を行った。前掲档案33の勅書は金国鳳戦没後の後任決定プロセスの最終段階であった。『国権』が呉三桂の遼東総兵官への任命を崇禎一二年一月甲寅朔（一日）とするのは、明らかに一〇月三〇日の皇帝からの聖旨が根拠となっている。その後の本人への伝達や辞令である「勅書」の交付は、事後の手續きに過ぎないと捉えているのであろう。

以上をまとめれば、呉三桂の遼東総兵官就任を例とすれば、まず、遼東巡撫の方一藻や薊遼総督の洪承疇及び関寧総監の高起潜などから兵部等への働きかけがあり、兵部ではこれらを踏まえて候補者を絞り込み、事実上、呉三桂の起用を皇帝に申し上げた。これを踏まえ、崇禎帝は呉三桂の遼東総兵官起用を承認する。この段階の皇帝によ

る決定が史書における記録となる。その後、皇帝の決定を踏まえ、決定は本件の関係者である総督・巡撫・総監等に伝達されるとともに呉三桂本人にも伝達される。その上で兵部は内閣に制勅房における勅書の作成を依頼し、皇帝の裁可を経て、本人に勅書が伝達される。

さて、本件の呉三桂に対する勅書発付は兵部から内閣に依頼されたものであった。つまり、呉三桂は後軍都督府の署都督同知の身分で遼東総兵官の職務に就任するわけであるから、これは全て国軍の組織であり、その人事は兵部の職務であったからである。このことが勅書を見るとよく分かるのである。それでは「勅稿底簿」のほかの勅書を見ると、兵部管轄の人事とそれ以外の人事は整然と分かれているものであろうか。節を替えて、この点について検討を進めることとする。

三、「勅稿底簿」所収勅書の訳出

ここでは紙幅が許す限り、前稿で検討した以外の勅書について見ていくこととする。まず、武官に関わるものがある。

① 羅俊傑の場合

档案27「皇帝為羅俊傑任命鎮守宣府總兵事制諭（崇禎一二年一〇月二四日）」には、

鎮守宣府總兵官羅俊傑 兵部は勅を請うの手本は、十月二十四日、閣に到る。

皇帝、署都督僉事羅俊傑に制諭す。今、尔に命じ、鎮朔將軍の印を掛け、總兵官鎮守宣府等處地方に充て、仍お副總兵に命じて尔に協守せしめ、須く城池を固守し、軍馬を操練せしめ、賊寇有るに遇えば、機を相てみ剿殺せよ。其の參將等の官は各々旧に炤らして分守し、統べる所の官軍は悉く節制を聽きす。制の如く奉行せよ。

とある。また、檔案28「皇帝為羅俊傑任命鎮守宣府總兵事勅諭（崇禎二年一〇月二四日）」には、

皇帝、署都督僉事羅俊傑に勅諭す。今、尔に命じ、印を掛け、總兵官鎮守宣府地方に充て、兵備を整飭し、号令を申嚴し、士卒を操練し、城池を固守し、属夷を撫防し、釁を肇に貽す母かれ。賊寇有るに遇えば、機を相みて戰守せよ。其の練する所の兵馬、虜來りて剿殺するに堪えず、或いは數日にして短少するが如ければ、責めて歸する所有り。凡その事は監守内臣・巡撫等の官と長計の議に従い、停当して而して行い、務めて同心協力して地方を保障するに在り。私に偏ること執拗にして事機を悞るを得る母かれ。応に大同・昌平の鄰鎮の總兵と會議するは侵越・推諉するを得ず。戸部が運びて到る銀両は、用度有るに遇えば、監守・巡撫及び管糧郎中と眼同して支給し、務めて銷註が明白なるを要すべし。年の終わりに部に送り、以て稽考に憑り、亦た軍民を科剋・擾害して、嗟怨を生むを致すを許さず。其の府官有司は各々鎮属之礼を執り、応に該取扱等の項、調度に違う有れば、尔に許して、所属の參・遊・都司・守・把・衛所等の官を参処し、俱に節制を聽かすべし。中軍の千総は、監守・巡撫と会同し、公に従い、選用せよ。其の余の未だ尽くせざるの事宜は隨時に斟酌して施

行せよ。尔は茲に簡命を受け、須らく忠を攄り、誠を掲し、廉を持し、法を奉じ、己を正し、下を率い地方を寧靖にすれば、委任に称うに庶からん。或いは怠を肆にして、事に愆とがれるが如きは憲典具存し、決して軽く貸さず。故に諭す。

とある。

② 湯允文の場合

これも武官の事例である。档案38「為湯允文任命安慶副総兵事勅稿（崇禎二年二月一日）」には、

安慶副総兵湯允文、兵部は勅を請うの手本は、十二月十四日、閣に到る。

署都指揮同知仍帶降一級の湯允文に勅す。今、尔に命じて副総兵に充て、前往して安慶等処地方を防守し、雷港に駐劄し、近日、該部題して准されたる事理を遵炤し、旧設に自り水兵五百名を統領し、所管の衛所の官軍を提督するの外、議して見在の竈丁を二千八百二十名に増し、分けて三班と作し、江上に輪操し、以て緩急に備えん。尔は須く勤めて訓練を加え、城池を修理し、戦船を整備し、器械を鋒利し、賊寇を防禦し、塩徒を禁捕せよ。分する所の信地は、南岸の上は香口自り下は池口に至るまで、北岸の上は小孤山自り下は六百丈二百九十里に至るまで、事無ければ哨兵を督率して查炤し、期を限り、上下会哨し、哨單は池口巡司の印を取り、蓋し尔は仍お関防鈴印を用いよ。月終わるごとに、操江衙門に繳報して考覈せしめ、従容を許さず。哨捕等の

役は閑を買い安きを偷み、以て哨守は人缺するを致す。警有れば即ちに將士を率い奮力防剿せよ。上は九江自り下は金陵に至るまでの沿江一帶の守備衙門は皆、調度・節制を聴し、觀望逗留するを許さず。一応の兵糧は俱に先に炤らし、今、額派すべく、安慶府同知の支放を聴せ。如し名を詭り侵冒等の項の宿弊有れば、俱に悉く查革に心するを要し、仍お南京内外守備參贊操江官の節制を聴き、及び徽寧兵備に聴して備禦を督同し、務めて軍民をして安妥せ使むべし。江洋に虞り無ければ委任に副うに庶からん。指揮等の官は敢えて抗違し怠を肆にする者有れば、亦た爾の懲治を聴す。爾は須く廉を持し公を奉じ禁を厳しくし、頭目人等は事を生じ人を擾し、違うが如きは、罪は軽く貸さず。爾は其れ之に勉め、之を慎め。故に勅す。

とあり、档案39「兵部職方清吏司為查明安慶副總兵系新改職銜事手本（崇禎二年二月十九日）」には、

兵部職方清吏司は公務の事の為にす。制勅房の手本を准けたるに前事等の因。司に到り、此を准く。査して得たるに、安慶の旧營は原、守備に係わるも員は嗣を缺す。氛流れ警逼るに因り、遂に改めて參將と為す。薛邦禎は崇禎十一年三月の間に於いて、該安慶巡撫史可法 題して副總兵に改め、辺將劉邦域を以て之を補せしむ。薛邦禎は改めて用て欽依有るを奉ずるは案に在り。此れ職銜項名の顛末なり。但し査するに副總兵は新改に係り、且つ邦域は居官久しからず。当日を想えば、勅書は未だ改めて領するを經ず。故に閣に稿は存する無きのみ。今、前因を准け、相い応じて移覆せん。此れが為に合に手本を用て制勅房に前去し、煩して將に湯允文の勅書をもって、或いは薛邦禎を項として改給し、或いは劉邦域を項として給領すべし。惟れ、酌定に聴うも、

仍お希むに改給を將てするの縁繇は、司に移し、存案に憑るを以て、査に備えて施行せん。須らく手本に至る者なり。崇禎十二年十二月十九日 郎中孫嘉績

とあり、档案40「大学士為安慶副総兵湯允文改銜事題本（崇禎一二年二月二十九日）」には、

大学士臣薛 等謹みて題す。臣等は兵部の手本に接得するに、南直隸安慶副総兵湯允文の為に勅を請うの縁繇なり。臣等查炤するに、安慶は向に守備を設けるは崇禎八年の後なり。旨を奉じ、改めて参將を置く。潘可大は十年十二月の内に至る。薛邦禎の項は可大の員缺にして、勅を請うに、仍お参將に係わる。今、湯允文を陞補するに、銜を副総兵に改めんとす。該臣等、該部に移文し、其の銜を改めるの縁繇を查せしむ。回稱するに抛りて云えらく、十一年三月の間、安慶巡撫の史可法は題して副総兵に改め、辺將劉邦域を以て之を補せしむも、未だ勅を請うを經ず。今、允文は即ち邦域の員缺の項なり。臣等、即ちに部文に抛り、將ねがわくば湯允文は副総兵を以て安慶等処地方を防守せしめん。謹しみて具さに勅を辨じ題す。知られたし。十二月二十九日、
上る。

とある。

③ 鄭二陽の場合

ここからは文官の事例である。档案16「皇帝為鄭二陽特命都察院右僉都御史事勅稿（崇禎二年四月二日）」には、巡撫安廬池太四府僉都御史鄭二陽、兵部は勅を請うの手本は、四月十一日に閣に到る。

皇帝は都察院右僉都御史仍帶降一級住俸四次の鄭二陽に勅諭す。茲に以て合に流寇を剿し勝ちを制し、皖を万全にせんとすれば、上游を控え、宜しく厳しく要を扼すべし。今、特に尔に命じて剿寇の軍務を協理し、安廬池太四府を巡撫し、兼ねて光州・固始・蘄州・廣濟・黃梅・德化・湖口・彭沢等の州県地方を轄し、安慶に駐劄せよ。尔は即ちに該部題して准さるる事理を遵炤し、見在の新旧額兵五千を將い、仍お餉臣措するの餉の多寡に随い再び召募を行い、務めて精壯を選練し、号令を整肅にし、器械を犀利にし、偵探を嚴密にし、賊の向かう所を視て、兵を督して前進し、督理鎮撫と会同し、截剿に協力し、厳しく有司を飭し、城池を保守し、法を設けて防禦するを要すべし。糧運継がず、軍機を阻撓し、逗留して前まず、軍を縦にし寇に売る者有るが如きは、文官の五品以下、武職の四品以下は径ちに自ら鞫問し、士卒の陣に臨みて退縮すれば即ちに軍法を以て事に従わすべし。鳳応豫楚に于いては、各撫相い計議に与り而して行い、道・府の副參而下は尔の節制に聴え。尔は督理の節制に聴い、勅中の開催して、未だ尽くせざる機宜は尔の随時の酌処を聴し、奏請して事を行え。尔は茲の委任を受け、忠を殫くし籌を運び、將士を鼓勵し、寇警を廓清し、以て地方を静めれば、斯れ亦もて庸と為さん。如し怠玩にして、寇を養い民を殆うくすれば、憲典具さに存し、必ず軽くは貸さず。尔、其れ之に勉み、之を慎め。故に諭す。

とある。

④ 丘民仰の場合

檔案6「為丘民仰特命永平兵備道事勅稿（崇禎一二年三月初日）」には、

永平兵備道僉事丘民仰、兵部は勅を請うの手本は、十二年三月初一日、閣に到る。戸部の手本、五月初十日、閣に到る。

山東布政使司右參政兼按察司僉事の丘民仰に勅す。今、特に尔に命じて永平等処の兵備を整飭し、兼ねて監軍の事務を理め、燕河營・建昌營の二路を管理し、永平府に駐劄し、該府所属の盧龍・遷安・灤州の三州、永平・盧龍・東勝・左興州右屯の四衛を分管し、專一に夷情を撫処し、詞訟を聽理し、城池を修葺し、人馬を操練し、主客の錢糧を査処し、関營の墩牆を督修し、神器・甲仗を管理し、營房・倉庫を修葺せん。毎年正月半ばより七月初めに上辺し、三月ごと画り、九月ごと画り、下辺す。其の守辺の日は、奸弊を稽查し、戦守を監督せよ。下辺の日、如し遣して未だ完せざる辺工及び兵馬を簡閲するの諸務が有れば、州県の才能官一員を選委するに仍り、前去して代理せしめ、將に管する所の該路の主兵は通行するに及んでは、蒐選し法を設けて教練し、練に効成る有れば、下次に擢用し、因循して振るわざれば、重黜の罰に従うべし。尔は督撫官の節制を聴き、仍りて兼ねて屯田・駅伝・海防の事務を管し、戸兵二部の近ごろ題するの事理に查照し、着実に挙行せよ。年終ごとに、通じて開懇（ママ、開懇カ）し過ぐ田畝の目を將て冊を造り、青冊を奏繳して部に送り、徴給

する過站銀及び行過の事宜は督撫衙門に開送し、咨を該部に転じて查考せん。又、部議に抛り、武款内の事理と較べ、所属衛所に遵い、武生の名数を炤依し、厳しく考試を行い、務めて真正の材勇を得べく、虚飾に事う毋れ。尔は茲の委任を受け、須く廉を持し、公に乗り、己を正し、下を率い、悉く經理に心し、以て地方を靖んぜよ。如し或いは怠慢にして事を悞てば、事を悞るの責は歸る所有り。尔は其れ之を欽しみ承れ。故に勅す。

とあり、档案7「為丘民仰任命山東布政使司右参政事勅稿（崇禎二年三月初一日）」には、

山東布政使司右参政兼按察司僉事の丘民仰に勅す。今、尔に命じて原務を妨げず、管糧郎中と協同して、本鎮主客兵馬の数目を將て、実に従い查覈せよ。某処の主兵若干、客兵若干、旧数の有無、増減、総撤の有無を見るを要し、相同じければ、応支する錢糧の實数を細開し、仍りて各兵何時に調到し、何時に撤回したかを查し、掟報・虚増に憑るに聴うを得る毋かれ。違う者は即ちに各將領・員役を將て律例を查炤し、重きに従りて參究せよ。年終ごとに、部官は収放過ぐの各兵馬の錢糧の数目を將て、亦た主客兵の實数、並びに客兵上辺・撤回の日期を將て、各々造冊して部に送り、以て互相の稽査に備えよ。所有の解到する漕糧、併せて召買するの米豆は俱に法の如く積貯を要せよ。如し豪右・棍徒の、前に仍りて包攬し、積書・奸商交通して弊を作す者有れば、即便に拏問を厳しくし、其の各辺に倉攢を遣わし、応撥衙門に行き、厳しく籍貫を查し、保勘明白なれば、方めて撥充を行え。前に仍りて掟籍冒充の者有れば、一体に問革せよ。如し糧米爛悪にして銀数短少なれば、年月を查炤し、各経管の員役を將て、実に抛り、參奏せよ。近ごろ、遼左の雷餉は新題の事例を遵炤し、兼ね

て糧餉を転運するの事務を管するに因り、督餉侍郎の約束を聴くに仍らん。尔は茲の委任を受け、須く廉を持し公を乗り、己を正し、下を率い、糧に虚耗無く、軍に実恵有ら俾めよ。斯れ尔の能を為せ。如し或いは怠慢にして事を悞てば、責は帰る所有り。尔は其れ之を欽しみ承れ。故に勅す。

とある。

⑤ 劉令誉の場合

档案30「皇帝為劉令誉任命延綏巡撫事勅稿（崇禎二年一〇月二八日）」には、

延綏巡撫劉令誉、兵部は勅を請するの手本は、十月二十八日に閣に到る。

皇帝は都察院右僉都御史の劉令誉に勅諭す。今、尔に命じて巡撫延安・綏徳等処地方賛理軍務とし、兵馬を訓練し、辺備を整飭し、賊寇を防禦し、屯田を督理し、水利を興挙し、衣甲・器械・糧草を預備し、沿辺の城堡・墩臺・壕塹を修理し、延安・綏徳・慶陽の三衛は尔の管する所に在るを除くの外、其の延慶二府の錢糧は該く榆林に於いて上納すべし。違悞したる官吏の応に問理に該るべき者は、尔が仍りて陝西巡撫官と行文して會議し施行せよ。其の副・参等の官は悉く節制を聴き、陣に臨んで逗遛・退怯する者有れば、亦た尔に許して軍法を以て従事せよ。須らく士卒を撫恤し、管軍の頭目に禁約して、貨利を貪図し、下人を剋害し、及び軍余を役占し、家産を私營するを許さず。違う者は、軽ければ則ち情を量りて発落し、重ければ則ち区処を奏問し、一

応の軍務の事情は尔が宜しきに従い処置するを聴す。該く鎮守総兵等の官と會議するは、須らく公同計議にして而して行え。近ごろ、該部の議覆を准けたるに、延鎮所属州県は辺堡と界を隣にし城を同じくし、鄖撫が南陽を治める例に比炤して、尔に属し轄を兼ねるは便なり。綏に拊すも惟だ會計の錢糧は仍お陝撫に属せしむべし。尔は茲の重任を受け、宜しく心を竭くし力を殫くし忠を攄り誠を効し、賞罰を嚴明し、軍威を振揚すべし。警急有るに遇えば、機を相て事を行い、及び鄰境に声息有ると報ずれば、人馬を徵調し、尔は即ちに応援を督発し、務めて虜賊をして遠遁せ俾めれば、地方寧靖にして、軍民両利なり。斯れ委任に称うべし。因循怠玩にして方に乖き事に愆^{やぶ}れ、自ら罪愆を取るを得る由れ。尔は其れ之を敬い、之を慎め。故に勅す。

とあり、档案32「大学士為延綏巡撫劉令譽請增勅兼轄事題本（崇禎二年一月二三日）」には、

大学士臣薛 等謹みて題す。臣等は兵部の手本を接得するに、延綏巡撫の劉令譽の為に増勅して兼轄を請うの縁繇なり。臣等、部題の事理を查炤するに、謹んで將に該撫の原勅に増入すべし。近ごろ、該部の議覆を准けたるに、延鎮所属州県は辺堡と界を隣にし城を同じくす。鄖撫が南陽を治める例に比炤して、尔に属して轄を兼ねるは以て便なり。綏を拊すも、惟だ會計の錢糧は仍お陝撫に属せしむは並びに軍民両利なる等の句は稿に瞻し、恭みて御覽に呈す。未だ当と否有るを知らず。伏して聖明の裁定を候ちて施行せん。謹んで題す。十一月十三日、上る。

とある。

小 括

ここでは、前節で訳出した勅書について検討することで、中間報告としたい。

① 羅俊傑の場合

羅俊傑については不明なところが多いが、『明史』卷二六三、林日瑞伝では、林日瑞は崇禎一五年夏に都察院右僉都御史となり、甘肅巡撫となった。同一六年一月に李自成が慶陽府を陥落させ、その別將の賀錦が蘭州に侵攻すると、林日瑞は甘州（甘肅省張掖市）を死守していた。ところが時ならぬ大雪の中、甘州を囲んだ寄せ手を防ぎきれず落城し、林日瑞は捕えられて処刑された。この時、里居総兵官の羅俊傑と趙宦はともに死んだとある。⁸⁾里居とあるので、或いは羅俊傑はこちらの出身なのかもしれない。さて、鎮守宣府総兵官に羅俊傑を任じる制諭と勅諭であるが、崇禎一二年一〇月二四日の同日に発付されたものとして整理されているものの、一〇月二四日は兵部が内閣に羅俊傑の勅書発付を求めた日付であり、その後の手続きの中でこれらの制諭と勅諭は発付されたのであり、実際の発付日は二四日以降としか言い得ない。ところで宣府鎮は後軍都督府に属する北直隸防衛のための西北の要であり、宣府鎮城を中心にモンゴルに対する最前線であるが、この時期のもう一つの役割は西北内陸の李自成らに対する抑えの役割であった。配下に副総兵官一人がおり、指揮官クラスは分守參將、遊擊將軍、中軍官、守備、備禦な

どが配置されていた。さて、制諭と勅諭の違いはどこにあるのだろうか。この二つを比べてみると、制諭は兵部が内閣に勅書の発付を求めたことに対する結果として、皇帝はシンプルに総兵官として部下を統率して防衛の職責を果たすことのみを指示している。つまり制諭は皇帝が羅俊傑を総兵官に任じる指示を形にしたものと見ることができ、これに対して勅諭は、賊寇があつた場合に対応に失敗したら重く処罰することを強調した内容であることが制諭との大きな違いであり、宣府鎮に関わる監守内臣・巡撫らとよく協議すること、大同や昌平など近隣の総兵官と連携すること、戸部から支給される銀両は監守内臣・巡撫及び管糧郎中とともに配給することで透明性を高めることなど、制諭に比べて圧倒的に細かな内容となっている。この勅諭が辞令に当たる勅書といえることができる。

② 湯允文の場合

湯允文も不明なところが多い武官である。南直隸安慶府（現在の安徽省安慶市）には六県設置されていたが、望江県の雷港に駐留する安慶副総兵官に湯允文を着任させたこととなった。安慶副総兵官の役割は主には長江下流域の江防であつた。旧設では水兵が五〇〇人配置されていることになっているが、実際はかなり貧弱なものであつたであろう。そこで竈丁を二八二〇名まで増やして三班に分けて水兵に組み入れて防備を強化し、江賊や塩賊の横行を防ごうというものである。また、九江から金陵（南京）に至るまでの沿江一帯の守備衙門も協力させるとともに、南京内外守備參贊操江官の指揮下に入り、徽寧兵備と協力しつつ、任務を果たすというものであつた。この人事については、一二月一四日に兵部から内閣に湯允文の勅書の発付が求められた。档案38の勅書が湯允文に与えられた辞令ということになるが、档案39は内閣の指示を受けた制勅房から兵部職方清吏司に依頼が来たもので、安慶副総兵

官は元来、守備の職であり、参将に改められて薛邦禎が着任しており、崇禎一年三月までに、安慶巡撫の史可法が副総兵に改め、劉邦域を充てた。劉邦域も正式に勅書の発付を求める間もなく交替になったので勅書発付は実現しなかった。今回は湯允文を充てるに当たって、勅書の発給を求めることについての経緯を兵部郎中の孫嘉績が説明した。これが一二月一九日のことであった。これを受けて、档案40において内閣大学士の薛国観はこの官職は崇禎八年以降に守備として設けられ、のち、参将に改められて潘可大が就任、その後、薛邦禎が後を継いだ。湯允文は薛邦禎の勅書を修正して与えたいとし、一二月二九日に皇帝に対して湯允文の安慶副総兵官就任の認可を求めたのである。档案38にある勅書は档案40を皇帝が認可したために発付されたもので、正確な発付日付は不明であるが、一二月二九日以降ということになる。

③ 鄭二陽の場合

鄭二陽は万曆四七年（一六一九）の進士で、河南開封府鄆陵県の出身である。崇禎一二年三月乙酉（二八日）に崇禎帝は淮揚道参議の鄭二陽を平臺に呼び出して練兵などについて下問し、皇帝はその答えを是として⁹⁾いる。同四月甲午（七日）には鄭二陽を都察院右僉都御史巡撫安慶に任命している¹⁰⁾。しかし、同条の安慶は安廬の誤りである（明代職官年表『第三冊の「巡撫年表」では安廬巡撫として崇禎一二年四月七日〜同一五年七月二三日逮捕とある。張国維撰『撫呉疏草』所収の「留湯道免押班疏」は崇禎一二年七月二〇日の題本であり、ここでは崇禎一二年六月一九日のこととして「巡撫安廬等處右僉都御史鄭二陽」とあり、档案16でも巡撫安廬池太四府僉都御史とあるからである。安廬池太四府は江南の安慶府・廬州府、池州府、太平府の四府のことであり、巡撫安廬地方贊理軍務は史可法の提議で

崇禎一〇年（一六三七）に設けられ、同一六年（一六四三）には安太池盧四府巡撫に増設された^①とあるが、鄭二陽の事例から崇禎一〇年の設置からすぐの同一二年には安太池盧四府巡撫に増設されていたことが判明する。檔案16は同年四月七日以前に崇禎帝が巡撫安廬に任命した鄭二陽について、このことを踏まえた兵部が鄭二陽に勅書を発付すべく四月一日に内閣に対して要請を行ったもので、その後、①②同様の手続きを踏んで崇禎帝が発布した辞令であり、四月一日以降に振り出されたものと考えられる。ここで、鄭二陽は兵部の事理を踏まえ、五千の兵を配下とし、道・府の副総兵・參將以下を従え、文官の五品以下、武官の四品以下に対する指揮権を有することが分かる。ただ、督理の節制に従うことが指示されているので、総督の指揮下にあることが分かる。鄭二陽の任命の要因は崇禎帝の下問に満足のゆく答えができたことであったが、『国権』崇禎一五年七月辛卯（一六日）の条には、

刑科給事中の翁元益は巡撫安慶（ママ、廬）鄭二陽・総督鳳陽高斗光の疏して玩寇を防ぐを論ず。命じて俱に之を逮う。

とあるように、職務遂行に落ち度があつてかあつさり解任、捕縛されてしまった。鄭二陽の事例で注目される点は、文官である巡撫の人事に兵部が深く関わっていることである。巡撫の職責には軍務の監視・管理がある。従って、軍事に深く関わっているのであるが、元來、監察系の都察院の役職である。これと兵部との関わりについては、事例を増やして検討したい。

④ 丘民仰の場合

丘民仰は『明史』卷二六一に伝があり、字は長白、陝西西安府渭南県の出身である。万曆年間に郷試に受かって順天府の東安県の知県となって手腕があり、保定府の新城県に遷った。崇禎二年（一六二九）に同県が襲撃されたことから軍備に深い関心を寄せるようになり、御史となった。のち、河間府知府、天津・大同の副使、河南の汝寧府監軍、永平府右參政、遼東鎮の督寧前兵備と任を重ねたという。崇禎一三年（一六四〇）三月には都察院右僉都御史に抜擢されて、方一藻に代わって遼東巡撫となり、寧遠に駐留した。同一四年（一六四一）春、錦州が清軍に包囲されると、救援が間に合わず、翌年二月に撤退した松山が陥落すると落命した。檔案6と7は永平府右參政、つまり、山東布政司右參政兼按察司僉事の時に永平兵備道事となった辞令である。それではなぜ二通の辞令が存在するのであるうか。檔案6を見ると、「兵部は勅を請うの手本は、十二年三月初一日、閣に到る。戸部の手本、五月初十日、閣に到る。」とある。丘民仰の辞令を請求する要請は兵部と戸部それぞれから内閣に出されたものであった。従って、檔案6は兵部からの要請に応えたもの、檔案7は戸部からの要請に応えたものであったのである。これから分かることは、勅書という辞令は要請主体ごとに作成されていたということである。また、兵部と戸部の要請の日付に大きなずれがあることは注目される。

まず、檔案6であるが、丘民仰を永平兵備道僉事に任命するための勅書である。崇禎一二年三月一日に兵部から内閣に対して要請が出されているので、実際の任命はそれ以前になされていることになる。また、この辞令そのものは三月一日以降に発付されたことになる理由は③までと同じである。職務内容は永平兵備道の兵備の整飭と監軍の事務であり、燕河營・建昌營の二路を管理し、永平府に駐劄し、盧龍・遷安・灤州の三州県、永平・盧龍・東勝・

左興州右屯の四衛を分管して、多岐に渉る任務を遂行することとなった。この永平兵備道は嘉靖三十九年（一五六〇）二月に総督楊溥の要請により、北直隸の永平府に置かれたもので、燕河營・臺頭營、石門寨、山海関の三路の管轄と、副參將らの官を監督して、永平府灤州の五県、永平等六衛の兵馬・錢糧・屯田を分管し、万曆二〇年（一五九二）一〇月、山東僉事楊鍋の時から馬政も業務となった。¹² 崇禎一二年にも基本的にこの業務に変化がなかったことが檔案6からは分かる。また、総督・巡撫に従い、駅伝・海防の事務を管すること、戸部と兵部が近ごろ題した事理に従うこと、戸部に関する事項は一年ごとに戸部に報告すること、辺防に関わることは督撫衙門に報告し、最終的には兵部でチェックをかけること、また、武生の選抜では兵部の武款内の事理に準拠したことが分かる。

また、檔案7は山東布政使司右参政への任命ということで出されているが、時期的には三月一日であることはあり得ず、戸部から要請のあった五月一〇日以降のことである。檔案7で「原務を妨げず」とあるのは永平兵備道の兵備整飭と監軍の事務のことであろう。その原務と並行して、戸部の管糧郎中に協力し、錢糧の実数を突き止めて報告することが任務となった。そのためには「本鎮主客兵馬の数目」を明確にしなければ、本場に必要な錢糧の実数は把握できない。ここで言う本鎮とは永平兵備道から考えれば薊鎮のことであろう。間違いなくこの実数の把握は困難なことであったであろう。風雲急を告げる辺境の状況において、全国から將兵が入れ替わりで集められていたという動的な要因、配布される錢糧は横流しして私腹を肥やす温床となっていたため、実数の水増しが横行する汚職・腐敗の要因があった。そのため、兵備道には將兵を取り調べる強い権限が付与されていたことも分かる。また、辺境に糧食を納入することに絡んで不正を為す豪右・棍徒や奸商の取り締まりも困難を極めたことであろう。従って、兵備道は戸部と緊密に連絡を取って実態的な錢糧の管理が求められたのである。近年、「遼左需餉は新題の

事例を遵照し、兼ねて糧餉を転運するの事務を管する」により、督餉侍郎の指示に従うことになった。

『国権』崇禎一三年九月己亥（二二日）の条には、

丘民仰を右僉都御史・巡撫遼東と為す。

とあり、丘民仰は永平兵備道の後、遼東鎮の寧前兵備道を経て、遼東巡撫となるが、これらの勅書の発付経緯を見ると、兵部と戸部の発議であった。そもそも地方三司である布政司・按察司・都司の人事はどの部署が発議していたのであろうか。丘民仰の山東布政司右參政兼按察司僉事という役職は、布政司と按察司、監察業務であれば都察院系統の督撫、軍務であれば兵部、糧食管理であれば戸部というふうに、船頭は多岐にわたっている。この問題はどのように絵解きすべきか、引き続き検討を深めたい。

⑤ 劉令誉の場合

劉令誉は山西保德州洪洞県の出身で、天啓二年の進士である。『国権』崇禎一二年二月庚申（二六日）の条には、

劉令誉を右僉都御史・巡撫延綏と為す。

とあり、劉令誉が延綏巡撫となった時期を崇禎一二年二月二六日のこととする。『明代職官年表』第三冊の「巡撫年

「表」でも、この時に劉令誉は延綏巡撫に就任し、同一四年に兵部右侍郎に遷るとする。その後任は崔源之が八月丁未（四日）に任じられている。延綏巡撫は正確には巡撫延綏等処贊理軍務であり、宣徳一〇年（一四三五）に都御史が出鎮したことを皮切りに、景泰元年（一四五〇）に巡撫に参贊軍務を加え、成化九年（一四七三）に鎮を榆林に徙し、隆慶六年（一五七二）、贊理軍務に改めたものである。档案30は同一二年一〇月二八日に兵部が劉令誉を延綏巡撫に任じる辞令を要請する手本を内閣に提出したことに端を発している。④までの検討に従うと、諸々の手続きを経て実際に崇禎帝が劉令誉に勅諭を発したのは一〇月二八日以降ということになる。さすがに劉令誉を前年に延綏巡撫に任命しながら、翌年暮れに辞令を要請するのは奇妙であるとは感じられる。そこで档案30と32の関係について考えてみたい。档案30において、一〇月二八日において、兵部は内閣に対して劉令誉のために勅書を発付することを求めた。そこで、内閣大学士の薛国観はこれについて検討を行った。この間において、内閣と兵部の間でやりとりがなされたであろう。それを踏まえたものが档案32であり、同年十一月三日のことであった。そこには「増勅して兼轄を請う」理由が兵部から示されており、薛国観もそのことを支持した。つまり、劉令誉については「該撫の原勅」に増入すべき理由があり、それは延鎮所属州県、つまり延安府の防備施設は綏寧と近接しているのので、「鄖撫が南陽を治める例」を援用して延安の防御施設群は綏寧に附属させて管轄しようということが理由なのである。ただ、延安の錢糧まで綏寧で面倒を見ることはできないので、そこだけは陝西巡撫の管轄で動かそうというものである。この兵部原案は薛国観の支持を得て、皇帝に上奏された。档案30の勅書はこの十一月三日の内閣からの上奏を踏まえて発付されたもので、時期的には十一月三日以降のことになる。档案30の内容は全く档案32を踏まえたものである。

結論としては、档案30は劉令誉に与えられた増勅であり、前年の延綏巡撫に就任した時に与えられた辞令に追加するものであったとすることができる。

以上、五名の辞令である勅書の検討を踏まえれば、次のことが指摘できよう。皇帝は当該人物を任命する命令を出した場合、当該人物を任命する制諭などの命令を發布する。これは当該人物だけではなく、関係機関に広く宣言するものである。その上で、当該人物宛により詳細な辞令、つまり、勅書・勅諭を發布するものである。制諭と勅書・勅諭との間にはタイムラグがある。勅書・勅諭を発付するためには、関係機関が内閣に要請を出し、当該機関と内閣との間で制勅房を間に挟むなどして協議しなければならない。この当該機関は当該人物との関係で複雑である。武官については兵部の管轄となるが、文官でも軍務に関わる場合は兵部が提起する場合はかなりあったと見なければならぬ。特に本稿では巡撫の任命であるが、武官は兵部からすれば五軍都督府の系統であるのに対し、巡撫は基本的に都察院の系統と見なければならぬはずであるが、兵部としても軍を抑え込む文官系統の官庁であるところから、監察任務についても兵部が深く関わったのではなからうか。ここはより慎重に検討が必要などころである。なお、勅書・勅諭は役目ごとに出来ることもあったことが、④丘民仰の事例から分かった。当該機関は一つではない、勅書・勅諭も一通とは限らない。また、⑤劉令誉の事例からは、同じ役職でも職務内容に変更や追加がある場合には増勅という方法が取られたということである。逆に史可法の事例から薛邦禎のように辞令を出さなのままに終わってしまった事例もある。

すでに紙幅は尽きつつある。さらに事例検討を拡げて、辞令の機能について理解を深めたい。

〔謝辞〕 本研究はJSPS科研JP22K00924の助成を受けたものである。

註

- (1) 佐藤文俊『明末農民反乱の研究』研文出版、一九八五年、同『李自成―駅卒から紫禁城の主へ』世界史リブレット41、山川出版社、一九九五年、吉尾寛『明末流賊反乱と地域社会』汲古書院、二〇〇一年ほか、参照。
- (2) 拙稿「明朝档案を通じて見た明末中朝辺界」『人文研紀要（中央大学人文科学研究所）』七七、二〇一三年。
- (3) 拙稿「孫承宗と明朝档案」『人文社会科学論叢（弘前大学人文社会科学部）』創刊号、二〇一六年。
- (4) 拙稿「崇禎十二年の制勅房における勅書生成と呉三桂」『アジア史研究』四七号、二〇一三年。
- (5) 『中国明朝档案総匯』第八四冊所収。前稿で紹介したように、ここには合計四〇本の档案が含まれている。なお、岩渕慎編「中国第一歴史档案館・遼寧省档案館編『中国明朝档案総匯』総目録」『明代海外情報の研究 平成11年度―平成14年度 科学研究費補助金 基盤研究（C）（2） 研究成果報告書（研究代表者 川越泰博）』二〇〇三年、参照。
- (6) 黄山書社、二〇〇九年。
- (7) 註（6）に同じ。
- (8) 『国権』崇禎一六年二月甲申（二四日）の条にも同様の記事が見える。
- (9) 『国権』崇禎一二年三月乙酉（二八日）の条。
- (10) 『国権』崇禎一二年四月甲午（七日）の条。
- (11) 『明史』卷七三、職官二、都察院付の総督巡撫の条。
- (12) 小川尚『明代都察院体制の研究』（汲古書院、二〇〇四年）、二〇二頁による。